

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）議事録

■日時 平成29年6月22日（木）午後3時29分～午後4時39分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

町田第一部会長、小堀先生、齋藤委員、谷川委員、寺島委員、森川委員、義江委員

■議事内容

審議

「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議

⇒ 騒音・振動、日影及び風環境について審議を行い、騒音・振動及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会(第3回)

速 記 録

平成29年6月22日(木)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後3時29分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、定刻ちょっと前ですけれども、始めさせていただきますと思います。

齋藤委員につきましては、ちょっと遅れるという連絡をいただいておりますので、始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員11名のうち、6名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

本日は第19期の委員として最初の第一部会になります。去る5月25日開催の総会におきまして、第一部会長としましては引き続き町田委員が選任されているところでございます。

それでは、町田部会長、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日の傍聴の申し出はございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田部会長 19期に入りました。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了いたしましたら退席されて結構です。どうぞよろしく御協力のほどをお願いいたします。

それではただいまから、第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「豊海地区第一種再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議とその他となっております。

それでは、「豊海地区第一種再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

騒音・振動について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは御説明をさせていただきます。

資料は1ページをご覧ください。評価書案のほうは、肌色の評価書案の111ページをご覧ください。これの騒音・振動でございます。

それでは現況調査でございます。

調査事項は、騒音・振動の状況、土地利用の状況、発生源の状況、自動車交通量等の状況、

地盤及び地形の状況、法令による基準などについて調査を行っております。

112ページの図7.2-1をご覧ください。

騒音や振動の既存資料の調査なのですが、平成26年度の道路交通騒音振動調査報告書を用いて、この図に記載しております計画地の周辺3か所について行っております。

114ページの図7.2-2をご覧ください。騒音や振動の現地調査なのですが、こちらは計画地の周辺を代表する地点として、一般環境音を1地点、E-1になります。あと、道路沿道環境音を4地点、R-1～R-4の合計5地点について調査を行っております。

116ページの表7.2-4をご覧ください。調査の結果でございます。

既存資料調査について、騒音なのですが、晴海通りの築地6丁目の昼間と夜間、晴海3丁目の夜間において、環境基準が未達成でございました。

117ページの表7.2-5をご覧ください。

一方現地調査におきましては、5地点のうち晴海通りの勝どき1丁目と2丁目の夜間以外は全て環境基準を達成してございました。

118ページの表7.2-6及び表7.2-7をご覧ください。

振動につきましては、既存資料の調査あるいは現地調査とともに、全て調査結果が○であり、規制基準を下回っている状況でございました。なお、今回の基準ですが、騒音に関する調査について、道路部分については幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準を適用しておりますので、昼間は70dB以下、夜間は65dB以下という基準になってございます。

125ページをご覧ください。予測でございます。

予測の対象時点をご覧ください。まず、アの工事の施行中なのですが、建設機械の稼働に伴う騒音や振動については、最も影響の大きい工事の開始後6カ月目の解体工事と、工事開始後21カ月目の杭工事の時点としております。イの工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動については、大型工事用車両の走行台数が最大となる工事開始後30カ月目としてございます。

予測地域につきましては、126ページの図7.2-3をご覧ください。

まず、工事の施行中の予測地点なのですが、計画地の敷地の境界線上あるいは点線で示す範囲に位置する環境に配慮すべき施設の近傍としてございます。イの騒音・振動の予測地点なのですが、工事用車両の走行経路沿道における、ここに記載しておりますように、①～⑥の6地点の道路端としております。

予測結果につきましては、評価と合わせて御説明をさせていただきます。

少し飛ばしまして、150ページをご覧ください。7.2.3の環境保全の措置でございます。

まず、工事の施行中なのですが、予測に反映した措置といたしまして、低騒音型の建設機械を採用すること、あるいは工事区域境界に仮囲い、高さ3mを設置すること、工事用車両の走行ルートへの遵守及び走行速度遵守の指導を徹底するとしてございます。

予測に反映しなかった措置につきましては、解体工事において敷地の南側の豊海小学校及び豊海幼稚園に近接する箇所を解体する際などは、必要に応じて防音シートを設置する。また、工事用車両の集中稼働を回避することや、工事用車両の走行については住宅、教育施設、福祉施設などの近傍では特に安全走行の徹底を指導することとしてございます。

それでは、152ページをご覧ください。評価でございます。ここでの評価の指標は、建設作業中については騒音・振動とも「環境確保条例」に基づく勧告基準としてございます。

まず、表7.2-25をご覧ください。バックホウやクローラクレーンなど、こういった建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果でございますが、解体工事時が79.3dB、新築工事中は76.4dBと勧告基準である80dBを下回っているとなっております。

少し戻りまして、143ページをご覧ください。こちらが予測結果である解体工事のコンター図でございます。解体工事においては敷地の南西側において、最大騒音レベル79.3dBと予測してございます。

144ページをご覧ください。今度は新築工事の杭工事時のコンター図でございます。杭工事においては同じく敷地の南西側で最大騒音レベル76.4dBと予測してございます。

152ページです。表7.2-26をご覧ください。振動についても予測結果につきましては、解体工事中が69.5dB、新築工事中は64dBと環境確保条例の勧告基準である70dBを下回っている状況でございます。

少し戻りまして、146ページをご覧ください。予測結果である解体工事時のコンター図でございます。解体工事においては、敷地の南西側で最大振動レベル69.5dBと予測しております。

147ページをご覧ください。こちらは新築工事の杭工事時のコンター図でございます。こちらは敷地の北側で最大振動レベル64dBと予測してございます。

それでは153ページの表7.2-27をご覧ください。今度は工事用車両の走行による騒音については、評価指標を環境基本法に基づく環境基準といたしまして、予測地点における騒音レベルが、昼間での最大値が69.4dB、あとは環境基準である70dBを下回っているという状況でございます。

なお、工事用車両の走行による増加分は、0.4dBとなっております。

154ページの表7.2-28をご覧ください。同じく振動につきましても、評価指標を環境確保条例に基づく規制基準としてございます。用途地域が準工業地域のため、第二種区域に該当しておりまして、昼間の最大値が56.1dB、夜間の最大値が54dBと、規制基準である昼間の65dB、夜間の60dBを下回ってございます。工事用車両の走行に伴う増加分は、昼間、夜間とも1dB未満となっております。

以上のことから、評価の指標を満足しているとしてございます。

それでは、再び資料にお戻りいただきまして、資料の1ページなのですが、都民の主な意見は2件ございました。関係区長からの意見は、中央区長から1件ございました。

資料の2ページをご覧ください。都民の主な意見でございます。2件とも要約しますと、防潮堤の新設がされます。例えば、評価書案の15ページをご覧くださいませでしょうか。図面がございます。配置計画図のちょうど真ん中の上に青い線が引いてあると思います。この青い線が今度新しくつくられる新設防潮堤でございます。防潮堤ができることによって、ここに勾配ができるという計画です。

その様子としては249ページをご覧くださいませでしょうか。景観のほうで完成予想図を描いておりますけれども、ここで真ん中の絵、パースなのですが、ここで上の現況と比べてみて分かるように、勾配になっていることが分かると思いますが、このような状態になるという予定でございます。道路に勾配が新設されているということで、道路勾配を大型トラックが通る場合に、アクセルを吹かすことによって排気ガスが増えて、大気とか騒音への影響も評価してほしい。もし、騒音や排ガスの影響が払拭されないようであれば、現状の構造をそのまま維持してほしいという意見でございます。

中央区長からは、まず第1に事業計画地に隣接して区立の豊海小学校あるいは豊海幼稚園がございます。こういうことから、事業の妨げにならないように工事用車両の過積載を防止し、規制速度を遵守すること。

第2に、工事用車両や建設機械の集中稼働を避ける。あるいは使用の抑制を図ること。

第3に施行中は工事用の車両や建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音振動について把握し、その低減に努めることとしてございます。

都民からの意見につきましては、事業者のほうからは今回、防潮堤の新設に伴って道路勾配ができますが、道路勾配というのが3.8%というものでございますので、騒音や振動については平坦な部分と同等であるという見解が示されてございます。

それでは資料の3ページにお戻りください。

今回、町田委員と項目検討を行いました結果、意見ありとさせていただいております。別紙2をご覧ください。読ませさせていただきます。

「建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの環境保全のための措置を徹底すること」としてございます。

意見の取り扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるとしてございます。

説明は以上となります。

○町田部会長 ありがとうございます。

騒音・振動につきましては、私が担当いたしましたので、若干補足をさせていただきます。先ほど評価書案を事務局で御説明いただきましたけれども、特に本事業は解体工事が20カ月という長期間にわたる工事でございます。そこで、特に騒音につきましては、騒音の大きさを表すパワーレベルがあまり変化しない、比較的高いレベルを維持しているという点も少し危惧される点でございました。そこで、事業地の南側といいますか、南東側には、区道866号を挟んで隣接する豊海小学校あるいは幼稚園がございますので、先ほどの3ページにございますように、事務局から御説明ありましたけれども、この評価書案のほうにも予測に反映しなかった措置として、必要に応じて防音シートを設置すると記述がございますけれども、この意見の下から2行目にありますように、「建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの」と、具体的に記述をさせていただいたところでございます。そのことで長期間にわたる解体工事ということで、騒音・振動については、きちんと配慮した工事をしていただきたいという要望でございます。

以上でございます。委員の皆様方から御質問等ございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 多分、町田部会長が御指導されていると思うのですが、特に小学校の内部において、実際コンターで描いているのは平面で、建物の構造等も無視されてやっつけらっしゃると思うのですが、実際の建物の内部でどのぐらいになりそうなのかということも事前に可能であれば予測していただいて、それに応じて授業等が妨げられないような適切な方法を事前に考えておいていただくということが重要な点。区長の意見にもありましたので、そのあたりを部会長からもよろしくお伝えいただきたいと思っております。

○町田部会長 ありがとうございます。

今の御意見、何か事務局ございますか。

○真田アセスメント担当課長 それにつきましては、校舎の中の騒音ですね。

○谷川委員 現実にはどれだけ影響が及ぶかということを実際に予測した上で、きちんとそれに対応する対策を考えて、やってみなければ分からないというのではなく、事前に考えておいてほしい。そのぐらいのきめ細かな対応をお願いできればということです。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。

○町田部会長 騒音コンターを見ましても、70dB、75dBというのが教育施設のところに近接して図がありますのでね、やはり十分に配慮していただければと。この間の項目別の議論をしたときに、小学校のほうには防音のサッシ等をきちんとできているような話もちらっと伺ったような気もいたしますけれども、もう一度確認をしていただければと思います。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、ございますでしょうか。

どうぞ、義江委員お願いします。

○義江委員 車の騒音に対する坂道の影響を考慮していないということだったのですけれども、153ページの工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの評価を見ますと、ぎりぎりセーフという感じにして、坂道を考慮すると超えてしまう恐れがあるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町田部会長 事務局、お答えいただけますか。

○真田アセスメント担当課長 この地点につきましては、126ページをご覧くださいませでしょうか。予測範囲、予測地点の中の②なのですけれども、見解としては、②とほぼ同等ではないかというように出ております。90mぐらいの長さに対して、2mぐらい上がるということで、そのぐらいであれば、予測地点の②とほとんど同等ではないかという見解が出ているところでございます。

○町田部会長 ②と同等というのをもうちょっと具体的にお話しいただけると理解が深まると思うのですが。

現地視察のとき、このような質問をしたかと思えますけれども、勾配がつくので大気の問題それから騒音の問題が懸念されるといった話が出たかと思えますが、そのときもやはり勾配が、今回御説明いただきました3.8%、勾配が緩いので問題はないだろうという、たしかそ

ういう回答があったことを記憶しております。

どうぞ。先ほどのものはよろしいですか。

ほかに御意見はございますか。いずれにしても、騒音・振動の数値を見ましても、評価の指標と極めて値が近いという、下回ってはいるのですけれども、ほぼ同等のような数値を示しておりますので、事業に当たっては、十分に環境影響を与えないように御指導をしていただければと思っております。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。

○町田部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは次に、日影について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料のほうは4ページでございます。評価書案のほうは155ページでございます。日影です。

調査につきましては、日影の現在の状況、特に日影に配慮すべき施設、既存建築物の状況、地形の状況、土地利用の状況、法令による基準などについて調査を行ってございます。

157ページの図7.3-1をご覧ください。まず、現況調査については、日影の状況の調査地点につきましては、計画建築物による影響があり、かつ、不特定多数の人の利用や、計画地に近い居住環境を代表するA～Cの3地点を選定し、天空写真を用いた調査を行ってございます。

158ページをご覧ください。調査結果でございます。先ほどのA、B、Cの3地点における現況の夏至春秋分、冬至日の日影の状況ですが、A地点では約5分～40分、B地点ではゼロ分～約3時間、C地点におきましては既存の建物が近いせいもありまして、約2時間50分～3時間50分日影を生じている状況でございます。

161ページの図7.3-2をご覧ください。こちらは日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設の状況でございます。近くに豊海小学校とか幼稚園、あるいは豊海運動公園や豊海児童公園がございます。豊海児童公園は51番、運動公園が52番といった感じでございます。あと北東部には、ザ・トーキョータワーズマンション、25番なのですが、マンション内にクリニック、診療所があるというような状況でございます。

167ページをご覧ください。予測でございます。予測の対象時点と予測の方法をまとめて御説明をいただきます。

まず、冬至日における日影の範囲や、あるいは日影となる時刻及び時間数などの日影の変

化については、計画建築物の建設工事完了後の冬至日とし、予測方法は、冬至日における等時間日影図を作成するとしてございます。また、日影が生じることによる影響を特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数の日影の状況変化の程度については、計画建築物の工事の完了後、夏至、春秋分及び冬至日として、予測方法としてはフォトモンタージュを作成する方法を用いてございます。

それでは、171ページをご覧ください。こちらが冬至日における等時間日影図となります。北西にある浜離宮庭園なのですが、こちらは日影規制を受けております。こちらの等時間日影図は、下の注意書きにあるとおり、平均地盤面+4m上がりの面なのですが、これをご覧いただきますと、1時間以上の日影を及ぼしていないという管理でございます。

172ページの表7.3-8をご覧ください。こちらはフォトモンタージュ調査の結果でございます。A、B、Cの先ほどの建物に近い3地点のうち、計画建物による日影なのですが、地点のAでは春秋分で2時間増えてございます。あと、冬至日では3時間20分増えております。また、地点Bにおきましては春秋分で約1時間50分、冬至日で約1時間10分増加すると予測してございます。

地点Cでは、夏至で約40分、春秋分で約1時間10分増加しておりますけれども、冬至日では既存建物を解体した関係で、逆に20分日影時間が減るという形になってございます。

176ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。環境保全の措置として予測に反映したものなのですが、これは北側に対する計画建築物の幅を小さくするために、清澄通りに対して配置を45度回転してございます。また、敷地の中の東の棟をできる限り南にずらして配置して、北側の日影に配慮した計画としてございます。

評価でございます。評価の指標としては、計画建物の及ぼす日影が「計画地周辺に配慮すべき施設に対して、著しい日影を及ぼさないこと」としてございます。

評価の結果でございます。まず、171ページの図7.3-6をご覧くださいませでしょうか。こちらの場所なのですが、計画建築物により日影が生じると予測されている範囲なのですが、実は、浜離宮庭園については、日影の規制を受けているのですが、そのほかの地域については、指定を受けておりません。日影規制を受ける浜離宮庭園に対しては、地盤面4m上がりの面において、1時間以上の日影を生じさせていないとなっていることが分かるかと思えます。

161ページの図7.3-2をご覧ください。こちらが先ほどの日影の影響に特に配慮すべき施設の一覧です。これと171ページの等時間日影図を両方ご覧いただきますと、等時間日影なので

すけれども、日影の影響に特に配慮すべき施設です。161ページにある日影の影響に特に配慮すべき施設に計画建築物による2時間以上の日影、地盤面+4mなのですが、これが生じることはないと予測してございます。

あと、163ページの図7.3-3をご覧くださいませでしょうか。こちらに計画地周辺の主要な高層建築物がございませが、真ん中の一番中心の赤いところにコスモ東京ベイタワーという26階建ての90mの建物があるのですけれども、こちらの一部に3時間以上の日影が生じるという範囲になってございませ。これが分かるのは171ページの等時間日影図をご覧くださいませでしょうか。一番外側が1時間、内側に2時間、さらに内側に3時間と書いてありますが、3時間というラインのちょうど3時間という数字が書いてあるところに、ちょっとかかっている長方形の建物がありますが、これがコスモ東京ベイタワーなのでございませが、3時間以上の日影が生じる範囲にはあるのですけれども、計画地の北側の限られた範囲にとまっているということから、評価指標である計画地周辺に配慮すべき施設に対して著しい影響を及ぼさないことという評価の指標におさまると予測をしてございませ。

それでは、再び資料にお戻りいただきまして、4ページをご覧くださいませ。都民の主な意見は、合計3件ございませました。関係区長からの意見は中央区長から1件ございませました。

資料の5ページをご覧くださいませ。都民の主な意見でございませ。3件ありますが、これを要約しますと、北側に立地する集合住宅の日影の影響が軽減されるよう、計画建築物の配置や形状の見直しをしてもらいたい。あるいは日照阻害について賠償問題への対応を計画に反映すべきだ。また、再開発の前、現行の高さまで建物の高さを下げてほしいというものでございませました。

次に中央区長からの意見につきましては、日影による周辺地域への影響については、地元住民に対して丁寧な説明を行うことというものでございませ。

それでは、資料の4ページにお戻りくださいませ。今回、義江委員と項目検討を行いました結果、意見はなしとさせていただいておりませ。

説明は以上でございませ。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

それでは御担当の義江委員、何か補足することがございませたら、お願いいたしませ。

○義江委員 補足することはございませせん。

○町田部会長 ありませんか。

それでは、御出席の委員の皆様方から何か御意見、御質問等ございませたら、お願いいた

したいと思いますが、いかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 御質問なのですけれども、都民の方の意見で、集合住宅でかかってしまうというのは具体的にどこだか分かるのですか。

○真田アセスメント担当課長 都民の方から出ている北側の集合住宅というのは、コスモ東京ベイタワー、私が先ほど説明をさせていただいたマンションの方でございます。

○町田部会長 ほかにございますか。

今のような都民の方からの意見については、事業者が何かの機会で説明をされているわけですね。

○真田アセスメント担当課長 はい。

○町田部会長 よろしいですか。それではほかには御意見がないようでございますので、日影につきましては意見なしといたします。ありがとうございました。

引き続きまして、風環境について事務局から説明をお願いします。

○真田アセスメント担当課長 それでは資料の6ページをご覧ください。評価書案につきましては187ページをご覧ください。風環境でございます。

現況調査でございます。現況調査につきましては、地域の風の状況、風の影響に特に配慮すべき施設の状況、風環境について考慮すべき建築物等の状況、地形の状況、土地利用の状況について実施をしてございます。

188ページの図7.5-1をご覧ください。調査地域につきましては、今回、計画建物を中心として半径500mを範囲としてございます。

189ページをご覧ください。地表付近の風の状況なのですが、これは模型を使った風洞実験により把握をしてございます。この下にあります図7.5-2(1)をご覧ください。赤線で囲まれた部分が今回の計画地でございます。調査地点としては、不特定多数の方が利用する施設やバス停、あるいは歩道、横断歩道などを考慮した、合計で105地点を設定してございます。

191ページの図7.5-3をご覧ください。現況調査でございます。既存資料の調査によりますと、上空風のうち、方向としては北北西が最も多く、続いて北その次に南西となっており、これらの3方向で全体の40%以上を占めている状況でございます。

192ページをご覧ください。まず、地表付近の風の状況なのですが、これにつきましては後ほど予測評価とあわせて御説明をさせていただきます。

193ページ、図7.5-5をご覧ください。こちらについては風の影響に特に配慮すべき施設の

状況を示しております。先ほどもありましたが、敷地の南東側に隣接して豊海小学校や幼稚園あるいは豊海運動公園といったものがございます。

195ページをご覧ください。予測でございます。予測事項としては、計画建築物による計画地周辺の平均風速、あと最大風速などの突風の状況、並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度としてございます。

次に予測の対象時点なのですが、これは計画建築物の建設工事が完了した時点とし、建設前と建設後の防風対策をする前、あと防風対策をした後、これの合計3ケースについて調査をしてございます。

202ページ～203ページですが、こちらが模型を使った風洞実験の状況でございます。

206ページ～207ページの図をそれぞれご覧ください。防風対策として206ページ～207ページに記しておりますけれども、常緑樹による防風植栽を計画地にしてございます。

208ページをご覧ください。今回の風環境の評価方法なのですが、村上式を用いております。調査結果による風速を強風による影響の程度に応じて、影響の小さいほうからランク1、ランク2、ランク3、ランク3を超えるのはランク4というふうに4段階で評価をしてございます。

予測結果でございます。212ページをご覧くださいいただけますでしょうか。212ページ～213ページには、建設前の風環境の評価結果でございますが、最も影響の小さいランク1、緑色の丸でございます。これが合計で82地点、その次にランクの小さいランク2、青色の丸ですが、これが21地点、その次のランク3、黄色いのが2地点、一番影響の大きいランク4というのがゼロ地点でございました。

建物が建ったときの防風対策をする前でございますが、これが214ページ～215ページになります。こちらをご覧くださいますと、ランク1が67地点、ランク2の青色が50地点、ランク3の黄色いものが13地点、最も影響の多いランク4が2地点ある状況になってございます。

これで防風植栽を行った結果が216ページ～217ページになってございます。建設後の防風対策の後については、ランク1の緑色が69地点、ランク2の青色が63地点となりまして、影響の大きいランク3の黄色とランク4の赤色がそれぞれゼロ地点、地点がなくなったという状況でございます。建設前と建設後の防風対策をした後で比較したときに、ランク1からランク2に、緑色から青色になったもの、影響が比較的大きくなったものというのが27地点あるのですが、これは計画地の外周部の道路沿いに多く見られるという予測になってございます。

236ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。環境保全の措置として予測に反映したのものとして、計画建築物が主風向に正対しない配置としまして、地上部には常

緑樹による防風植栽を配置してございます。予測に反映していないものとして、防風植栽の適切な維持管理及び防風効果のある植栽以外にも植栽を行うこと、あと事後調査を実施して風の状況を確認して必要に応じて適切な対策を講じること、住民からの問い合わせに対し、必要に応じて適切に対応するといったこととございます。

これを受けまして、次に、評価でございます。評価の指標としては、村上式の風環境評価基準に基づく風環境の評価尺度としております。

評価の結果でございますが、計画建築物の建設前の計画地周辺の風環境としては、おおむねランク1あるいはランク2でございました。一部高層建築物の近傍あるいは東側の開けた領域にランク3が見られたというふうになっております。計画建築物の建設後は、適切な防風対策を実施することによって、計画地内及び周辺地域で風環境に変化はあるものの、最終的にはランク3、4がなくなって、ランク1、2の環境を維持することができて、計画建築物の建設により新たにランク3を発生することはないと予測してございます。

以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を与えることはないと予測してございます。

それでは再び資料にお戻りいただきまして、6ページをご覧ください。都民の意見は2件ございました。関係区長からの意見としては、中央区長から2件ございました。

資料の7ページをご覧ください。都民の主な意見でございます。少々長いので要約しますと、まず、1件目は風環境において完成した後、シミュレーション上での結果の間に隔たりがあるとはならない。もし、そのような場合には対応策を計画に反映すべきという御意見でございます。

2件目は防風植栽を中心とした防風対策をするとなっているが、付近には高層建築物が多いという現状を踏まえると、ビル風による転倒あるいはけがが懸念され、対策としては不十分である。したがって、再開発前の現状の建物の高さまで高さを下げてほしいという意見でございました。

次に中央区長からの意見でございますが、1件目は、事後調査において風環境を把握し、必要に応じて追加の植栽を行う等の対策に努めること。

2件目としては、工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問い合わせや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応することというものでございます。

資料の8ページをご覧ください。今回、義江委員と項目検討を行いました結果、意見ありと

しております。別紙2をご覧ください。読ませていただきます。

風洞実験により求められた風速比に対して、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しているが、設定したガストファクターの数値や算出根拠等が不明確であることから、これらについて明らかにすること。

とさせていただきます。意見の取り扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるとしてございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 御説明、ありがとうございました。

それでは御担当の義江委員、何かございましたらお願いいたします。

○義江委員 まず、意見に書いたことについて補足説明をしたいと思います。今回の評価では、村上らの評価尺度というものを使っておりますが、これは日最大瞬間風速の発生確率に基づく評価尺度であります。

一方、風洞実験では最大瞬間風速を測っているわけではなく、時間平均風速を測っているのです。ですので、平均風速から最大瞬間風速に換算するために、ガストファクターというものを仮定しています。最大瞬間風速と平均風速の比のことをガストファクターとっております。ですので、平均風速にガストファクターを掛けると最大瞬間風速になる。

ところが、ガストファクターの設定によって最大瞬間風速の超過確率が変わってしまう。ひいては風環境評価ランクが変わってしまうという恐れがあります。そのため、風工学会などで統一されたガストファクターの提案式を出しているのですけれども、この事業者も風工学会で提案した式を使っているようでありますので、それをきっちり評価書の中に書いていただきたいということです。ガストファクターをどう設定したかというのを資料編の中にも本編の中にもどこにも書いていないので、きっちり書いていただきたいということです。

それから、対策によって全点ランク2におさまったということではありますが、ぎりぎりセーフでランク2におさまったという点も何点かありますので、そういう場所についてはより一層の配慮をお願いしたいと思います。

細かい話ですが、218ページから風速比のレーダーチャートが載っておりますが、なぜか西と東が反対になっておりますので、これは評価書の段階では入れ替えていただきたいと思います。

それから、60番、84番、85番、108番という点がレーダーチャートの中に載っていないので

す。今、言った4点は対策によってランク3とか4だったものがランク2におさまったという大事な測定点ですので、そういう点のデータをちゃんと掲載していただきたい。もう一回言いますけれども、測定点60番、84番、85番、108番です。

最後に、評価書案の215ページ、ランク4になっている地点が2つありますけれども、これは対策をすることによってランク2にはなっているのですが、スロープの上のあたりでランク4が生じておりまして、こういう点については、十分注意していただきたいと思います。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

何点か御指摘をいただきましたけれども、ガストファクターの件、それから218ページのリーダーチャートの記載の不備の点等々ございますが、事務局から何か。

○真田アセスメント担当課長 御指摘のほう、非常にありがとうございます。

御指摘の点を事業者と協議しながら評価書に反映していきたいと考えてございます。

○町田部会長 義江委員、どうぞ。

○義江委員 あと、事後評価もやることになっていますね。事後評価をするときには、こういった予測で強風が予測される地点をきっちり選んでいただきたいということと、風速計が木の陰に隠れてしまっているような事後評価の例がございますので、そういうことはしないように事業者にお伝えいただきたいと思います。

もう一つ言い忘れてしまったのですけれども、評価書案の223ページの上から3行目です。「建設前と建設後における風向及び風速比を比較すると、北北西の風の時に計画建築物(西棟)西側付近の歩道(地点91~93)において、東寄りの風に変化し」と書いてあるのですが、229ページなどを見ますと、93はちょっと東寄りに変化しているような気がしますけれども、91とか92はどちらかというとな西の風になっていますね。西寄りのほうになっていると思いますので、その辺の修正もお願いいたします。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。

○町田部会長 たくさん御意見が出たのですが、修正されたものをもう一度義江委員が見る機会というのはあるのですか。見ていただける機会というのは。特にガストファクターは大事なところだと思うのです。

○真田アセスメント担当課長 それは義江委員にチェックしてもらうように、こちらのほう

としてきちんと対応していきたいと考えております。

○町田部会長 ぜひ、完成度の高い評価書にさせていただければと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 教えていただきたいのですが、今の件ですが、防風効果を持たせる植栽をするということですが、これはビルが完成したときにこういう効果を持つ植栽をするというように捉えていいのですか。

といいますのは、木のことを考えると、非常にたくさん葉や枝がついたままで植栽すると、結構枯れることがありますし、それから非常に大きな木を植えるということは、その木にとってはおもったところから移すときに、言ってみれば大手術をされるようなことになるのです。ですから、ちょうどビルができたと同時に本当にこれだけの防風効果を持たせる植栽というのはかなり大きな木を植えるような状況になるのではないかと思います。

それから、木はだんだん成長していきますので、もしビルが完成したときにこれだけの木を植えると、その後10年たつと全く景観が違って、常緑を植えるというので、むしろ日陰になるような、害が出て困っているところも結構あるのです。自然植栽がいいというある先生のあれで、横浜は特にそういう状況が生じています。育ち過ぎたので信号が見えなくて、子供の通行に障害があるとかね。そんなことを考えると、植栽というのはどの時点で目指している防風効果があるような植栽をしているのか、ちょっと疑問になりましたので、教えていただければと思います。

○真田アセスメント担当課長 防風植栽については、206ページで先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、こういった植栽が植わっているというので予測はしているということですが、では最初からこうかというのと、搬入をするときだとかいろいろ考えると、多分最初からここまで育っていないと思うのです。ですから、徐々に枝ぶりが広がってこういうような状況にはなるとは思いますが、いつこうなるというのはまだ決まっていないとか、そこまではまだ計画としては煮詰まっていないという状況かと思えます。

○小堀委員 分かりました。木に対する配慮と人間に対する配慮、両方が必要なのだと思いますが、地域住民の人にはそういう木の特性も知っていただくということも必要だと思います。それから、植えたときはこういう状態で、事後調査をしたときにこれだけ緑によって風が軽減をしたというようなデータは、今後のデータとしても有効になるのではないかと思います。

ますので、先ほどもありましたが、事後のそれもきちんと評価をしていただくといいのかなと思いました。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。承知いたしました。

○町田部会長 ありがとうございます。

では、谷川委員、お願いします。

○谷川委員 202ページと203ページなのですけれども、風洞実験をしっかりとやっていますよというアピールなのかもしれませんが、私の理解が不足しているのかもしれませんが、7.5-2(1)と(2)というのが建設前と建設後というように書いてあるのですけれども、これはどういうふうな風洞実験をしたのかが非常に不明確で、建設前のほうはほかのところがないままやったようなことになっていますし、上の(2)のほうはプラスされているものがいろいろあるので、これはどういう前後なのかというのがよく分からないのです。やはり、分かりやすい図書と、せつかくこれだけ綿密にやっていますよとアピールするのであれば、誤解がないような写真を入れていただければという意見です。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○真田アセスメント担当課長 これにつきましては、7.5-2(1)は建設前ということで、現状なのですけれども、203ページに行きますと、今度はいろいろ矢印で、今、開発が進んでいるものも風洞実験の中に入れた上で予測をしているというものでございます。だから、水色のものに関しては、一番手前のものが晴海五丁目西地区開発計画、選手村ですし、あとは計画建築物と書いてある左側には豊海流通配送センターとか、今後開発が予想されるものについても、一応風洞実験の中で模型にして入れたというものでございます。

○町田部会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今後、こういう建物の予測はすごく大変で、前にも御質問させていただいたのですけれども、隣にビルができたときに、その影響をどう予測するのですかといったときに、個々でやっていますという御返事だったのです。ですから、この案件はいろいろトータルで予測される、それが本来いいのかもしれませんが、そうではないものもありますので、その切り分けと、もし予測をしたということであれば、明確にほかのどの範囲の新設をしたその際の予測ですよということで、予測の条件をしっかりと書くということが必要ではないかと思えます。ですから、私のほうはあくまでも建物だけに限って現段階で皆さん予測されるというふうに理解していたものですから、そういう質問をさせていただいたのですけれども、

あくまでも条件をしっかりと明記するということが必要かと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。

住民の方が見るわけですね。

○真田アセスメント担当課長 説明が分かりやすいように条件を記載させていただきたいと思います。

○町田部会長 よろしくお祈いします。

ほかに御意見、ございますでしょうか。

どうぞ、義江委員お祈いします。

○義江委員 今の谷川先生の御質問に対しては、建設前というのはあくまで今の時点です。建設後というのは、その計画建物が建ったときに、そのときに周りにも建っている建物まで入れて予測しているということです。

○谷川委員 そうするとタイムラグがあって、その間に建てられているということなのですかね。

○義江委員 そうですね。

○谷川委員 そうすると、この建物よりもほかのものが先行して建っているということですね。

○義江委員 そうということです。

○谷川委員 そういう条件を書いているのかもしれませんが、私のほうでは読み切れなかったと思いますけれどもね。

○義江委員 あと小堀先生の御意見についても補足したいと思っているのですが、この計画建物が完成した時点でちゃんと木が茂っていないとだめだと思うのです。時には事後調査をやって、予測結果を上回る結果になってしまったときに、木がまだ十分生い茂っていなかったということを言い訳にしているものがあるのです。だから、事後評価は普通は1年で終わってしまうと思うのですが、木が生い茂っていなかったということであれば、引き続きまた実測期間を延長して、ちゃんと木が茂るのを待つべきでもあると思います。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

どうぞ、寺島委員お祈いします。

○寺島委員 簡単な質問なのですが、現地を拝見させていただいたときに、今の木のことなのですが、清澄通りでしたかね、立派なクスノキの巨木が随分並んでいたと思うのです。清澄通りは嵩上げるそうですが、クスノキを一旦抜くのもかもしれませんが、あ

のあたりはどういう。あのクスノキだって立派な防風効果があるかと思っているのですが、どうなるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

○町田部会長 お分かりになりましたら、どうぞ。

○真田アセスメント担当課長 こちらのほうとしては、クスノキの取り扱いについては特に何も報告がないような状況なので、そのまま残すのかあるいは移植するのか、あるいは抜いてしまうのかというのは、こちらのほうでは把握をしていない状況でございます。

○寺島委員 あんなに立派な木だったもので、印象に残ったから伺っております。

○町田部会長 アセスとは直接関係ないかもしれませんが、名前のついた桜の木もたくさんありましょのね。あれをどうされるのか。

いろいろ御意見ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。ただいま事務局から御説明いただきましたけれども、この指摘の意見、指摘の趣旨を答申案に入れるということにいたしたいと思います。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、9ページ資料1-4でございます。「豊海地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）でございます。

まず、審議経過でございます。

本審議会では、平成29年1月26日に「豊海地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の予測において、最大着地濃度出現地点では、本事業による付加率が高い上に、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するもののこれらの数値が高く、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、建設機械の稼働に当たっては、防音シートを設置するなどの環境保全のための措置を徹底すること。

10ページをご覧ください。

【風環境】

風洞実験により求められた風速比に対して、ガストファクターを設定し、日最大瞬間風速の超過確率を算出しているが、設定したガストファクターの数値や算出根拠等が不明確であることから、これらについて明らかにすること。

以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

ただいま読み上げいただきましたけれども、内容について何か御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。特に御意見がないようでございますので、ただいま説明をいただいた内容で、次回の総会に報告をいたします。

本日、予定いたしました審議は全て終了いたしましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

それでは傍聴人の方、御苦勞さまでした。退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後4時39分閉会)